

(証券コード6267)
2021年10月1日

株主各位

愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地

ゼネラルパッカー株式会社

代表取締役社長 牧野 研二

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、極力書面またはインターネットにより議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただくこともご検討をお願い申し上げます。お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2021年10月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月22日（金曜日） 午前10時
 2. 場 所 愛知県北名古屋市宇福寺神明105番地
当本社南館3階会議室
(末尾の「株主総会会場のご案内」の略図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.general-packer.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.general-packer.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応>

1. 当社の対応

- ◎ 接触感染リスク低減のため、昨年より「名鉄西春駅西口ー株主総会会場」間の専用マイクロバスの運行、お土産の配布、工場見学会を取り止めさせていただいております。
- ◎ 本株主総会会場においては、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ◎ 本総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用し対応させていただきます。

2. 株主様へお願い

- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.general-packer.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方、体調にご不安のある方のご出席については十分ご検討ください。

3. 本株主総会にご出席される株主様へお願い

- ◎ ご来場の株主様は、マスクの持参・着用とアルコール消毒液の利用をお願い申し上げます。
- ◎ 体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年10月22日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席でない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。

行使期限 2021年10月21日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2021年10月21日（木曜日）午後5時30分入力分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使といたします。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2021年10月21日（木曜日）
午後5時30分入力分まで

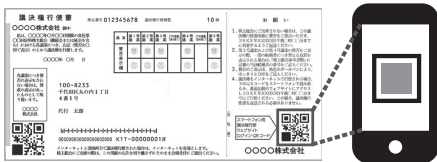
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

① ご注意事項

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

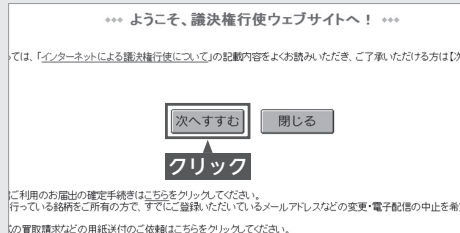
日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 | 9:00~21:00 土曜・日曜・祝日も受付

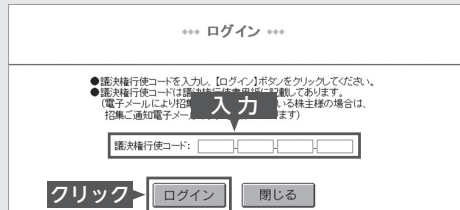
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(添付書類)

第60期 事業報告

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限により、個人消費の低迷や企業収益及び雇用・所得環境の悪化がみられるなど、景気は厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは「連結グループの安定成長基盤整備の時期」と位置付けた第6次中期経営計画（2021年7月期～2023年7月期）を策定し、さらなる成長に向けて、グローバル展開の拡大とグループ会社間の事業連携強化を重要課題として取り組んでまいりました。

当連結会計年度における売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生産機械事業では海外案件において当初計画では当期の売上予定としていた案件の次期へのずれ込みが発生したこと等により減収となったものの、包装機械事業においては顧客の設備投資需要が堅調に推移し増収を確保できたことから、前連結会計年度に比べ264百万円の増収となり、4期連続の増収となりました。利益につきましては、包装機械事業における増収効果及び売上総利益率の改善、グループ全体での販売費を中心とした経費抑制等により、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも前連結会計年度に比べ増益となり、過去最高益を達成いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,787百万円（前期比3.1%増）、営業利益は1,035百万円（前期比23.9%増）、経常利益は1,042百万円（前期比24.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は741百万円（前期比30.5%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

〔包装機械事業〕

主力商品であるメカトロハイスペック包装機の販売実績が前期並みに推移したことに加え、製袋自動包装機及び包装システムの販売実績が増加したこと等に伴い、売上高は8,053百万円（前期比8.3%増）となりました。利益につきましては、増収効果に加え、売上総利益率が改善したこと及び販売費を中心に経費が抑制されたこと等に伴い、営業利益は1,092百万円（前期比42.6%増）となりました。

〔生産機械事業〕

大型プラント案件の販売実績が減少したこと等に伴い、売上高は737百万円（前期比32.2%減）となりました。利益につきましては、販売費を中心に経費が抑制されたものの、減収が大きく影響し、営業損失57百万円（前期は営業利益68百万円）となりました。

(セグメント別売上高)

区 分	第59期		第60期 (当連結会計年度)	
	(2020年7月期)		(2021年7月期)	
	金額	構成比	金額	構成比
包 装 機 械	百万円 7,434	% 87.2	百万円 8,053	% 91.6
生 産 機 械	1,088	12.8	737	8.4
セグメント間取引消去	△0	—	△3	—
合 計	8,522	100.0	8,787	100.0

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は77百万円であります。そのうち主なものは、包装機械事業における工場新設に係る建設仮勘定の増加等であります。

3. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

4. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化や個人消費の低迷など、経済への広範な影響に伴い、景気は厳しい状況が続くことが見込まれます。

当社グループが属する包装機械業界及び食品機械業界におきましては、自動化・省力化に向けた設備投資需要が比較的堅調に推移してきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資に慎重な動きも一部で見られております。また、顧客からの多様かつ高度なニーズへの対応が引き続き強く求められており、価格面での競争激化は依然として継続しているなど、当社グループを取り巻く環境は厳しい状況であると認識しております。

このような状況のもと、当社グループは現在推進中である第6次中期経営計画（2021年7月期～2023年7月期）で掲げている以下の基本戦略について一層の推進を図り、グローバル展開加速に向けた販売体制の確立とグループ会社間の事業連携強化を重要課題として、取り組みを強化してまいります。

『さらなる躍進に向けグローバル展開の拡大を目指す』

- ①包装・生産事業連携により、国内市場で安定的な収益と成長を確保する
- ②販売サービス体制を強化し、グローバル市場売上高比率40%以上を目指す
- ③世界の包装ニーズにワンストップで応え、ソリューションビジネスのさらなる拡大を図る
- ④顧客満足度の向上を図るべくメカトロハイスペック包装機を進化させる
- ⑤開発力強化と事業領域拡大のためのアライアンスを推進する
- ⑥従業員のワークライフバランスの実現を推進する

また、引き続き内部管理体制の充実化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組み、信頼され支援される企業の実現を目指してまいります。

以上に掲げた取り組みを通じて、一層の業績の向上と企業の健全性の維持・向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期	第58期	第59期	第60期 (当連結会計年度)
	(2018年7月期)	(2019年7月期)	(2020年7月期)	(2021年7月期)
売上高 (百万円)	7,098	8,327	8,522	8,787
経常利益 (百万円)	376	745	839	1,042
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	260	524	567	741
1株当たり当期純利益 (円)	146.87	296.88	321.37	419.43
総資産 (百万円)	8,192	9,402	9,055	9,806
純資産 (百万円)	3,557	3,983	4,448	5,092
1株当たり純資産 (円)	2,014.15	2,255.38	2,518.18	2,882.25

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を基に算定しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託が保有する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除した自己株式数に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第58期の期首から適用しており、第57期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

6. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
オサ機械株式会社	18百万円	100%	食品製菓機械の製造・販売
蘇州日技通用包装机械有限公司	50百万円	100%	包装機械の製造・販売

(2) 事業年度末日における特定完全子会社

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
オサ機械株式会社	神奈川県横浜市緑区上山一丁目2番19号	2,275百万円	8,987百万円

7. 主要な事業内容（2021年7月31日現在）

当社グループの主な事業は、自動包装機械の製造及び販売と食品製菓機械の製造及び販売であります。

なお、各事業の主要品目は、次のとおりであります。

セグメント区分	事業の主要品目
包装機械	給袋自動包装機、製袋自動包装機、包装関連機器
生産機械	チョコレート製造用機械装置、製菓機械、食品機械

8. 主要な営業所及び工場（2021年7月31日現在）

(1) 当社

本 社 愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地
営業所・工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東京営業部	東京都千代田区	本 社 工 場	愛知県北名古屋市

(2) 子会社

名 称	所 在 地
オサ機械株式会社	神奈川県横浜市
蘇州日技通用包装机械有限公司	中国江蘇省常熟市

9. 従業員の状況（2021年7月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
195名	4名増

(注) 従業員数は、臨時雇用者（パートタイマー、嘱託及び派遣社員）を除いて算定しております。なお、当連結会計年度の平均臨時雇用者数は39名であります。

10. 主要な借入先 (2021年7月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	310百万円
株式会社三井住友銀行	206百万円

Ⅱ. 株式に関する事項 (2021年7月31日現在)

1. 発行可能株式総数 5,600,000株
2. 発行済株式の総数 1,798,800株 (自己株式1,471株を含む)
3. 株主数 639名
4. 単元株式数 100株
5. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 F A M S	270,000	15.02
ゼ ネ ラ ル パ ッ カ ー 従 業 員 持 株 会	231,800	12.89
ゼ ネ ラ ル パ ッ カ ー 取 引 先 持 株 会	86,100	4.79
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	86,000	4.78
株 式 会 社 り そ な 銀 行	78,400	4.36
高 野 季 久 美	77,800	4.32
田 中 か ん な	73,300	4.07
梅 森 輝 信	53,700	2.98
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	47,885	2.66
島 末 孝 法	39,200	2.18

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 自己株式には、役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式30,585株は含まれておりません。

Ⅲ. 会社の役員に関する事項

1. 取締役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	牧 野 研 二	開発部担当
取締役副社長	小 関 幸太郎	オサ機械株式会社 代表取締役
常 務 取 締 役	鈴 木 完 繁	オサ機械株式会社 代表取締役社長
取 締 役	尾 関 津 義	営業本部長兼システムソリューション部担当
取 締 役	水 野 智 之	技術部長兼生産部担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	福 井 義 雄	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	村 橋 泰 志	弁護士 株式会社アオキスーパー 社外取締役 アイサンテクノロジー株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	浅 井 一 郎	あさひ経営 代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	森 田 卓 寿	株式会社FAMS 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役福井義雄氏、村橋泰志氏、浅井一郎氏、森田卓寿氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員福井義雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員浅井一郎氏は、金融界及びシンクタンクでの豊富な経験・見識から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 日常的に重要な社内会議に出席することで情報を収集し、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 取締役福井義雄氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、各氏とも法令が規定する額としております。

3. 取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬と各事業年度の業績に連動した業績連動報酬（賞与）、そして中長期インセンティブとしての株式報酬により構成されております。

固定報酬につきましては、各取締役（監査等委員である取締役除く。）の役位及び職責に応じて、月額の基本報酬額を決定しております。

業績連動報酬（賞与）につきましては、税金等調整前当期純利益を指標として、予め定められた内規における支給基準に基づき、各取締役（監査等委員である取締役除く。）の役位別に支給額を決定しております。

株式報酬につきましては、当社の株式交付規程に基づき、各取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して事業年度ごとに役位に応じてポイントを付与し、各取締役の退任時に当該ポイントに相当する株式を交付いたします。

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合につきましては、当社と同程度の事業規模である企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、固定報酬：業績連動報酬（賞与）：株式報酬＝60％：30％：10％を目安とし決定するものとしております。

当事業年度においては、2020年10月23日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年2月12日開催の取締役会で決議した決定方針と実質的に同じものであり、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断いたしました。なお、翌事業年度においては、2021年3月に設置された指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行い、その答申を受けて取締役会が判断する予定であります。

監査等委員である取締役の報酬は、独立性及び客観性を保つ観点から、固定報酬である基本報酬のみとしており、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年10月25日開催の第56期定時株主総会において、金銭による報酬として年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬額は、2017年10月25日開催の第56期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は4名（うち、社外取締役は4名）です。

また、2017年10月25日開催の第56期定時株主総会において、取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対する、信託を用いた株式報酬制度の導入を決議いただいております。当該株式報酬制度における取締役に対する報酬限度額は、信託期間中（約6年間）で66百万円であります。当該株主総会終結時点での取締役（非業務執行取締役を除く）の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長兼開発部担当牧野研二が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の評価配分であります。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役が担う役割の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会からの答申を受けた金額の範囲内において決定いたします。

(4) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	107,700 （－）	70,800 （－）	29,750 （－）	7,150 （－）	5 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10,860 (10,860)	10,860 (10,860)	－	－	3 (3)
合計	118,560	81,660	29,750	7,150	8

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 2. 非金銭報酬等は、株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
 3. 上記の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。
 4. 上記の取締役（監査等委員）の支給人員には、無報酬である社外取締役1名は含んでおりません。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬（賞与）につきましては、税金等調整前当期純利益を指標として、予め定められた内規における支給基準に基づき、各取締役（監査等委員である取締役除く。）の役位別に支給額を決定しております。税金等調整前当期純利益を指標として選択した理由は、子会社を含めた当社グループ全体の業績を報酬に反映するためであります。支給基準につきましては、税金等調整前当期純利益が100百万円未満の場合には支給を行わないものとし、支給金額上限は各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額固定報酬の5倍を限度としております。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標と実績は、税金等調整前当期純利益の目標650百万円に対し、実績は1,066百万円であります。

なお、業績連動報酬の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、業務執行取締役であり、非業務執行取締役及び社外取締役につきましては支給対象外としております。

(6) 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬として、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社は取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対して、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

本株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、取締役に対して当社が定める株式交付規程に従って、当社株式が信託を通じて交付される制度です。各取締役に対して事業年度ごとに役位に応じてポイントを付与し、各取締役の退任時に当該ポイントに相当する株式を交付いたします。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

① 取締役（監査等委員） 村橋泰志

株式会社アオキスーパーの社外取締役及びアイサンテクノロジー株式会社の社外監査役であります。いずれの会社も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 取締役（監査等委員） 浅井一郎

代表を務めるあさひ経営と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

③ 取締役（監査等委員） 森田卓寿

株式会社FAMSの代表取締役社長であります。株式会社FAMSは、当社株式の15.01%を保有しており、当社とは資本業務提携関係にあります。また、同社と当社との間で商品取引等の関係があります。

(2) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (常勤監査等委員)	福井義雄	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また監査等委員会12回のうち12回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	村橋泰志	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また監査等委員会12回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	浅井一郎	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また監査等委員会12回のうち12回に出席し、金融機関及びシンクタンクでの豊富な経験・見識を生かして、幅広い見地からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	森田卓寿	当期開催の取締役会18回のうち14回に出席し、また監査等委員会12回のうち10回に出席し、経営者としての経験・見識を生かして、幅広い見地からの発言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 18百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制を確保し誠実かつ透明性の高い企業活動を遂行するため、当社の「コンプライアンス憲章」を基盤として、この憲章の運用マニュアルを冊子にまとめ、取締役及び使用人に周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、コンプライアンスの推進を徹底するために、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し、運用する体制を構築する。
- ③ 監査等委員会及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、問題があると認めるときは、取締役会に対して改善策の策定を求める。
- ④ 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を整備するとともに、直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを社内設置し運用する。
- ⑥ 会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規程」及び関連規程等を整備し、財務報告に係る内部統制の構築と有効性向上を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」を基本に、社内諸規程及び各マニュアル等に従い適切に保存及び管理を行うとともに、必要に応じて運用状況の検証及び規程等の見直しを実施する。
- ② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 秘密情報の保護については、「情報セキュリティ規程」を制定して適切な管理の体制及び管理方法を定めるとともに、外部からの不正アクセス防止措置を講じる。
- ④ 重要文書等については、セキュリティ管理されている保管庫内の耐火書庫に保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」を基本に、社内諸規程及び各マニュアル等の整備・見直しを図り、適切なリスク管理体制を整備し運用する。
- ② 経営企画室において、経営活動に潜在するリスクを識別した「企業リスク分類表」を整備し、リスクを網羅的・統括的に管理をするとともに、各組織の業務に付随するリスク管理は当該組織が行う。
- ③ 取締役会は、リスクが顕在化し、当社に重大な影響を及ぼすと予想される場合には、損失の拡大を防止する体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会で決定した中期経営計画及び年度計画に基づいて、目標達成のために活動し、その達成状況について毎月管理を実施する。
 - ② 「総合組織規程」にて定める業務分掌表・職務権限一覧表に基づき、職務執行を実施するとともに、必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを実施する。
 - ③ 取締役会は毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定の迅速化を図る。
 - ④ 取締役会以外に実務的な経営課題の協議の場として、中期経営計画推進会議及び予算実績委員会を毎月開催し、適切な情報交換及び職務執行の効率化に努める。
- (5) 当社並びに当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対する管理方針、管理組織及び報告体制について定め、当社グループの円滑な業務運営のための適正な運用を図る。
 - ② コンプライアンス体制及びリスク管理体制については、当社が定める「コンプライアンス憲章」並びに「危機管理規程」に則り、グループ体による整備を行うとともに、子会社における損失発生の危険性についての報告体制を構築する。
 - ③ 子会社の監査は、当社内部監査室が「内部監査規程」に基づき業務全般の監査を実施するとともに、内部統制が有効に運用されているかのモニタリングを行う。
 - ④ グループ中期経営計画及び年度計画を策定し、中期経営計画推進会議等により達成状況を毎月管理するとともにグループ内の情報共有に努める。また、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、当社グループにおける業務執行が効率的に行われる体制を確保する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとする。

- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。また、通報・報告をした取締役及び使用人に対しては、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
 - ② 監査等委員会が取締役会及び社内重要会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録及び重要書類については、監査等委員会に回覧するものとする。また、監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、法令・定款、並びに当社の「監査等委員会規程」に定める監査等委員である取締役の職責と権限をよく理解し、同時に監査等委員会による監査の重要性を十分認識したうえで監査等委員会による監査が有効に行われるための環境整備を行う。
 - ② 代表取締役社長、監査等委員でない各取締役、監査法人並びに内部監査室ほかとは、監査等委員会が必要に応じて意見交換及び情報交換等の緊密な連携が図れる体制を整備する。
 - ③ 監査等委員会は必要に応じ、内部監査室、管理部ほか、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
 - ④ 内部監査室は、各事業年度の監査方針・監査計画について監査等委員会と協議をするとともに、内部監査結果を監査等委員会に報告し、監査の参考に資するものとする。
 - ⑤ 監査等委員会が、その職務を執行する上で必要な費用を請求したときは、これを速やかに支払うものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

監査等委員会は、取締役の職務の執行状況を把握するために、定期的に各部の業務遂行状況の監査を実施しております。

当事業年度においては、コンプライアンス意識の一層の向上のため、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、社内啓発及び社員教育を実施するとともに、リスク管理を徹底するため、「企業リスク分類表」にて定期的にリスク評価とリスク対応状況の判定を実施いたしました。

また、当社並びに当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社の業務執行状況について、取締役会へ毎月報告を実施するとともに、当社内部監査室がグループ子会社の業務全般の監査を実施しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分は、長期的安定と成長を維持するという観点から、企業価値を増大させる再投資のための内部留保と、株主への積極的な利益還元を図ることを基本方針としております。

配当政策につきましては、連結配当性向30%または連結純資産配当率（DOE）2%を目安に、安定配当を堅持しつつ、業績動向を見ながら配当金の増加を目指していく方針であります。

一方、内部留保資金につきましては、企業体質の強化や競争力強化のための人材投資、研究開発投資など将来の発展・成長のために活用していくとともに、安定配当を維持する資金としても有効に活用してまいります。

当社では、中間配当金と期末配当金の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,176,426	流 動 負 債	3,995,298
現金及び預金	2,959,474	支払手形及び買掛金	1,356,336
受取手形及び売掛金	1,523,063	電子記録債務	568,206
電子記録債権	201,081	短期借入金	100,000
仕掛品	1,819,956	1年内返済予定の長期借入金	83,306
原材料及び貯蔵品	375,475	未払法人税等	264,783
未収入金	235,380	前受金	1,181,140
その他	61,994	役員賞与引当金	29,750
固 定 資 産	2,629,980	製品保証引当金	22,571
有 形 固 定 資 産	1,265,652	受注損失引当金	30,235
建物及び構築物	404,752	その他	358,969
土地	786,692	固 定 負 債	718,903
その他	74,207	長期借入金	333,380
無 形 固 定 資 産	1,143,019	繰延税金負債	259,023
のれん	550,447	株式給付引当金	35,800
商標権	76,234	退職給付に係る負債	42,000
技術資産	496,114	その他	48,700
その他	20,222	負 債 合 計	4,714,202
投資その他の資産	221,308	純 資 産 の 部	
投資有価証券	52,351	株 主 資 本	5,078,373
繰延税金資産	102,966	資本金	251,577
その他	65,990	資本剰余金	306,392
資 産 合 計	9,806,406	利益剰余金	4,586,316
		自己株式	△65,912
		その他の包括利益累計額	13,831
		その他有価証券評価差額金	12,971
		為替換算調整勘定	859
		純 資 産 合 計	5,092,204
		負 債 純 資 産 合 計	9,806,406

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,787,265
売 上 原 価		6,193,785
売 上 総 利 益		2,593,480
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,558,455
営 業 利 益		1,035,025
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	279	
受 取 配 当 金	1,971	
仕 入 割 引	2,892	
そ の 他	4,263	9,406
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,965	
そ の 他	28	1,993
経 常 利 益		1,042,438
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	49	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	33,000	33,049
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,228	
減 損 損 失	3,288	8,516
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,066,971
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	367,539	
法 人 税 等 調 整 額	△41,600	325,939
当 期 純 利 益		741,032
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		741,032

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年8月1日残高	251,577	306,392	3,953,124	△65,912	4,445,180
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△107,839		△107,839
親会社株主に帰属する 当期純利益			741,032		741,032
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	633,192	—	633,192
2021年7月31日残高	251,577	306,392	4,586,316	△65,912	5,078,373

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
2020年8月1日残高	10,383	△6,577	3,805	4,448,986
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△107,839
親会社株主に帰属する 当期純利益				741,032
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	2,588	7,437	10,025	10,025
連結会計年度中の変動額合計	2,588	7,437	10,025	643,218
2021年7月31日残高	12,971	859	13,831	5,092,204

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,544,161	流 動 負 債	3,070,350
現金及び預金	2,131,509	支払手形	10,656
受取手形	224,056	電子記録債権	401,639
電子記録債権	176,021	買掛金	1,163,726
売掛金	1,053,744	短期借入金	100,000
仕掛品	1,331,458	1年内返済予定の長期借入金	83,306
原材料及び貯蔵品	356,735	未払金	72,357
前渡金	31,644	未払費用	133,732
前払費用	16,323	未払法人税等	263,903
未収入金	220,691	未払消費税等	75,358
その他	1,977	前受り金	665,086
固 定 資 産	3,443,508	預り金	46,078
有 形 固 定 資 産	897,758	役員賞与引当金	29,750
建物	373,858	製品保証引当金	14,715
構築物	14,020	その他	10,039
機械及び装置	4,347	固 定 負 債	459,880
車両運搬具	0	長期借入金	333,380
工具、器具及び備品	13,138	株式給付引当金	35,800
土地	438,692	退職給付引当金	42,000
建設仮勘定	53,700	その他	48,700
無 形 固 定 資 産	15,211	負 債 合 計	3,530,230
ソフトウェア	13,679	純 資 産 の 部	
その他	1,532	株 主 資 本	5,445,144
投 資 其 他 の 資 産	2,530,538	資本	251,577
投資有価証券	39,717	資本剰余金	306,392
関係会社株式	2,275,948	資本準備金	282,269
出資金	10	その他資本剰余金	24,123
関係会社出資金	80,640	利 益 剰 余 金	4,953,087
繰延税金資産	100,178	利益準備金	11,000
その他	34,044	その他利益剰余金	4,942,087
資 産 合 計	8,987,669	別途積立金	2,000,000
		繰越利益剰余金	2,942,087
		自 己 株 式	△65,912
		評価・換算差額等	12,294
		その他有価証券評価差額金	12,294
		純 資 産 合 計	5,457,438
		負 債 純 資 産 合 計	8,987,669

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,980,470
売 上 原 価		5,589,728
売 上 総 利 益		2,390,742
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,297,310
営 業 利 益		1,093,431
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17	
受 取 配 当 金	98,175	
仕 入 割 引	2,892	
そ の 他	3,502	104,588
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,955	
そ の 他	1,182	3,138
経 常 利 益		1,194,881
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	33,000	33,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,228	
減 損 損 失	3,288	8,516
税 引 前 当 期 純 利 益		1,219,364
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	353,264	
法 人 税 等 調 整 額	△17,343	335,920
当 期 純 利 益		883,444

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
2020年8月1日残高	251,577	282,269	24,123	306,392	11,000	2,000,000	2,166,482	4,177,482
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△107,839	△107,839
当期純利益							883,444	883,444
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	775,604	775,604
2021年7月31日残高	251,577	282,269	24,123	306,392	11,000	2,000,000	2,942,087	4,953,087

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年8月1日残高	△65,912	4,669,539	11,050	11,050	4,680,589
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△107,839			△107,839
当期純利益		883,444			883,444
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,244	1,244	1,244
事業年度中の変動額合計	-	775,604	1,244	1,244	776,848
2021年7月31日残高	△65,912	5,445,144	12,294	12,294	5,457,438

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2021年9月8日

ゼネラルパッカー株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 小 出 修 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼネラルパッカー株式会社の2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼネラルパッカー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年9月8日

ゼネラルパッカー株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 川 聡
指 定 社 員 公認会計士 小 出 修 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼネラルパッカー株式会社の2020年8月1日から2021年7月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部門において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月10日

ゼネラルパッカー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 福井義雄 ㊟

監査等委員 村橋泰志 ㊟

監査等委員 浅井一郎 ㊟

監査等委員 森田卓寿 ㊟

(注) 監査等委員福井義雄、村橋泰志、浅井一郎並びに森田卓寿は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的な配当の継続を基本に業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案しながら成果の配分を実施いたしたいと存じます。

当期の期末配当金につきましては、本年12月に創業60周年を迎えることから、記念配当を加え、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円 総額80,879,805円

(普通配当35円 記念配当10円)

なお、中間配当金として25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株あたり70円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年10月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、指名・報酬諮問委員会での指名手続の状況並びに各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、すべての候補者が当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	まきのけんじ 牧野研二 (1961年5月11日)	1985年3月 当社入社 2007年3月 当社開発部長 2011年10月 当社取締役開発部長 2012年10月 当社取締役開発部長兼技術部担当 2016年9月 当社取締役開発部長兼技術部兼生産部担当 2017年10月 当社代表取締役社長 2020年10月 当社代表取締役社長兼開発部担当（現任） （重要な兼職の状況） オサ機械株式会社代表取締役 ※2021年10月22日付で就任予定	20,100株
	(取締役候補者とした理由) 牧野研二氏は、長年開発部門を牽引し、当社の事業の根幹に精通する豊富な知識と経験を有しております。2017年10月に代表取締役社長に就任して以降は、強いリーダーシップを発揮し当社の業績躍進に大きく貢献しております。今後も強いリーダーシップのもとに当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		
2	みずのともゆき 水野智之 (1963年6月29日)	1982年3月 当社入社 2006年4月 当社営業本部システム営業部長 2014年8月 当社技術部長 2015年8月 当社執行役員技術部長 2018年1月 当社執行役員技術部長兼生産部担当 2019年10月 当社取締役技術部長兼生産部担当（現任）	14,200株
	(取締役候補者とした理由) 水野智之氏は、営業部門・技術部門・生産部門の責任者を歴任し、当社の事業全般に対する豊富な経験と知識を有しております。現在は技術部門及び生産部門の責任者として生産体制の強化に尽力し、当社の業績躍進に大きく貢献しております。今後も当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	あん どう まさ ゆき 安藤正行 (1959年12月23日)	1978年4月 当社入社 2014年8月 当社本社営業部長 2017年4月 当社営業本部営業統括部長兼本社営業部長 2019年4月 当社営業本部営業統括部長兼システムソリューション部長 2019年8月 当社執行役員営業本部営業統括部長兼システムソリューション部長 2020年8月 当社執行役員営業本部営業副本部長兼システムソリューション部長(現任) (重要な兼職の状況) オサ機械株式会社取締役	800株
(取締役候補者とした理由) 安藤正行氏は、営業部門の要職を歴任し、現在は当社子会社の取締役も兼務するなど当社グループの営業全般における豊富な知識と経験を有しており、営業部門での優れたリーダーシップの発揮により当社の業績躍進に大きく貢献しております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人材であると判断し、新たに取締役候補者としております。			
4	つか もと しん や 塚本真也 (1966年1月22日)	1990年4月 アネスト岩田(株)入社 2010年4月 同社執行役員圧縮機部長 2013年6月 同社取締役執行役員圧縮機部長 2014年4月 同社取締役執行役員圧縮機事業部長 2016年4月 同社取締役上席執行役員エアエナジー事業部長 2019年2月 同社取締役上席執行役員先端技術研究所担当 2019年6月 同社上席執行役員先端技術研究所担当 2020年5月 オサ機械株式会社営業部長 2020年10月 同社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) オサ機械株式会社代表取締役社長 ※2021年10月22日付で就任予定	400株
(取締役候補者とした理由) 塚本真也氏は、他社での豊富な企業経営経験と高い見識を有しており、現在は当社子会社の常務取締役として生産機械事業を牽引しております。今後のグループ会社間の事業連携強化による当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人材であると判断し、新たに取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	すぎ た あつ のり 杉田篤紀 (1967年6月20日)	1990年4月 (株)協和銀行(現:(株)りそな銀行) 入行 2010年1月 (株)りそな銀行新大阪駅前支店営業第二部長 2012年1月 同行東ひょうごエリア営業第一部長 2014年7月 同行東京営業第一部長 2017年4月 同行難波支店長 2020年4月 当社社長付部長(経営企画・管理担当) 2021年2月 当社執行役員(経営企画・管理担当)(現任) (重要な兼職の状況) オサ機械株式会社監査役 ※2021年10月22日付で就任予定	一株
(取締役候補者とした理由) 杉田篤紀氏は、長年金融機関での業務に携わり、広範な知識と豊富な経験を有しております。当社入社後は、経営企画・管理担当として経営戦略等の立案・推進に手腕を発揮しております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人材であると判断し、新たに取締役候補者としております。			

- (注) 1. 安藤正行氏、塚本真也氏及び杉田篤紀氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役であり、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2021年12月1日に当該保険契約は同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化を図るため1名増員し、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふく い よし お 福井義雄 (1947年12月23日)	1970年4月 東京国税局入局 1996年7月 名古屋国税局 調査部 統括官 2001年7月 下田税務署長 2003年7月 名古屋国税不服審判所 国税審判官 2005年7月 大垣税務署長 2006年9月 税理士登録 2014年10月 当社監査役 2017年10月 当社取締役（監査等委員）（現任）	2,100株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 福井義雄氏は、税理士としての専門的な知識と幅広い見識を有しており、経営に対する適切な監査・監督と有効な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。			
2	むら はし ひろ し 村橋泰志 (1940年4月7日)	1969年4月 名古屋弁護士会（現：愛知県弁護士会）登録 2002年10月 当社監査役 2004年6月 アイサンテクノロジー(株)監査役（現任） 2015年5月 (株)アオキスーパー取締役（現任） 2017年10月 当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アオキスーパー社外取締役 アイサンテクノロジー株式会社社外監査役	7,400株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 村橋泰志氏は、弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的知識及び豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に対する適切な監査・監督と有効な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	あさ い いち ろう 浅井 一郎 (1946年8月2日)	1969年4月 (株)協和銀行(現:(株)りそな銀行) 入行 2003年9月 りそな総合研究所(株)コンサルティング本部 取締役副本部長 2005年6月 同社取締役常務執行役員 2007年7月 あさひ経営代表(現任) 2009年10月 当社監査役 2017年10月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) あさひ経営代表	4,700株
		(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 浅井一郎氏は、金融機関及びシンクタンクでの豊富な経験と幅広い見識を有しており、幅広い見地から経営に対する監査・監督と有効な助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。	
4	もり た たく じ 森田 卓寿 (1974年5月9日)	1997年3月 (株)安川電機入社 開発センター開発第1部 2005年3月 同社モーションコントロール事業部 2012年3月 同社営業統括本部マーケティング部 2018年8月 (株)FAMS 取締役 2019年3月 同社代表取締役社長(現任) 2019年10月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社FAMS 代表取締役社長	-株
		(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 森田卓寿氏は、当社株式を15.01%保有する株式会社FAMSの代表取締役社長を務めております。同氏の深い知見と経営者としての幅広い見識から経営に対する監査・監督と有効な助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p>お ぜき こうたろう 小 関 幸太郎 (1956年4月23日)</p>	<p>1979年4月 (株)協和銀行(現:(株)りそな銀行) 入行 2004年4月 (株)りそな銀行名古屋支店営業第二部長 2005年7月 当社営業本部営業管理部長 2007年10月 当社取締役管理部長 2011年10月 当社常務取締役管理部長 2012年10月 当社常務取締役管理部兼資材部担当 2015年10月 当社専務取締役管理部兼資材部担当 2017年10月 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) オサ機械株式会社代表取締役 ※2021年10月22日付で退任し、同日付で同社監査役に就任 予定</p>	17,700株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由) 小関幸太郎氏は、長年金融機関での業務に携わり、広範な知識と豊富な経験を有しております。当社では管理部門の担当取締役としてマネジメントに手腕を発揮し、2017年10月からは取締役副社長として業務執行の監督を行い、当社の業績躍進に大きく貢献しております。 これまでの豊富な経営経験と高い見識をもとに、経営に対する監査・監督をいただくことで、当社の監査体制やコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 小関幸太郎氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 監査等委員である取締役の候補者 森田卓寿氏は、株式会社 F A M S の代表取締役社長を務めており、当社は同社と商品取引等の関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 福井義雄氏、村橋泰志氏、浅井一郎氏及び森田卓寿氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、福井義雄氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、村橋泰志氏及び浅井一郎氏の選任が承認された場合は、両氏を新たに独立役員として指定する予定であります。
6. 福井義雄氏、村橋泰志氏、浅井一郎氏及び森田卓寿氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、福井義雄氏、村橋泰志氏、浅井一郎氏が4年、森田卓寿氏が2年となります。
7. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任額を限定する契約を締結できる旨定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低限度額を限度としています。
- 本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は福井義雄氏、村橋泰志氏、浅井一郎氏及び森田卓寿氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、小関幸太郎氏との間で同様の責任限定契約を新たに締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役であり、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期中である2021年12月1日に当該保険契約は同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案による補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
く の こう すけ 久野浩介 (1959年2月9日)	1983年4月 名古屋国税局入局 2012年7月 名古屋国税局 総務部 企画課長 2013年7月 松阪税務署長 2014年7月 名古屋国税局 徴収部 機動課長 2015年7月 名古屋国税局 徴収部 管理運営課長 2016年7月 名古屋国税局 総務部 総務課長 2017年7月 名古屋国税局 総務部 次長 2018年7月 名古屋中税務署長 2019年8月 税理士登録	一株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 久野浩介氏は、国税局における豊富な経験と税理士としての専門的な知識を有しており、客観的な立場から当社の経営に対する監査・監督と有効な助言をいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久野浩介氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任額を限定する契約を締結できる旨定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低限度額を限度としています。
久野浩介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役であります。久野浩介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

以上

[株主総会会場のご案内]

- 会 場：愛知県北名古屋市宇福寺神明105番地
当本社南館 3階会議室
- 交 通：・名鉄西春駅より車で約10分
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
「名鉄西春駅西口ー株主総会会場」間の専用マイクロバスの
運行を昨年より取り止めさせていただいております。
・名神高速道路一宮インターより車で約5分

[会場付近略図]

